

海外農業開発

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS

1987 6

- 世銀 インドネシアのオイルパーム増産に融資へ
- 開発途上国における民間農業協力の課題

社団法人 海外農業開発協会

目

次

1987-6

海外の動き

世銀 インドネシアのオイルパーム増産に融資へ.....	1
マレーシア 中国でパーム油加工工場建設か.....	2

インタビュー

フィリピンからの研修員にきく.....	3
古い台湾農学士の思い出話(4).....	4

パネル・ディスカッション

開発途上国における民間農業協力の課題.....	6
-------------------------	---

 海外の動き

世銀 インドネシアのオイルパーム増産に融資へ

パナニュース（5月14日シンガポール発）は、世界銀行が英連邦開発公社（CDC）と協調して、インドネシアのオイルパームの増産計画に要する資金の3分の1、60億ドルを融資する、と伝えている。

同国政府は、現在国営プランテーションの再建や、核エステート・小農プロジェクトの下で小農による栽培面積の拡大を進める一方、オイルパーム生産に対する内外の関心を高めるために、外国資本投資の規制緩和、非石油製品の輸出奨励、高収量品種の導入などを行なっているので、伝えられる情報どおりであれば同国のオイルパーム増産計画は加速されよう。

同国パーム原油の生産量は過去15年間で25万トンから120万トンに拡大されているが、政府はさらに1990年までにオイルパームプランテーションの面積を現在の3倍に相当する150万ヘクタールにまで拡大する計画で、これが達成されれば同国のパーム油生産量はマレーシアの現在の生産量に相当する420万トンにまで引き上げられる。また、輸出量も1986年の66万4,000トンから今後2年間で140万トンに増大する見込み。

近年パーム油の国際市場は供給過剰気味で市況は低迷している。マレーシア、インドネシアの2大生産国は、現在パーム油の生産性・品質の向上、生産コストを下げる競争を展開し、さらに栽培面積の拡大を実施しているため、将来のパーム油の価格は生産コスト割れの恐れがあるとする関係者の指摘もある。インドネシアパーム油生産業者協会（IPOPA）が、「インドネシア産パーム油の世界市場での競争力は強い」としてオイルパームの生産拡大に意欲を示しているのは、①インドネシア政府はパーム油を獲得外貨の石油、天然ガスへの依存度を軽減するための輸出産品の一つとして位置付けている、

②生産コストがマレーシアに対して優位である、③インドネシアの国内パーム油市場は同国で生産されるパーム油の約50%と大きい、④同市場は年率約2%の人口増加、油脂摂取量の増加などから今後も年間8%の成長が予測されている、⑤オイルパームの経済的生育年数は約30年と長い、⑥オイルパームはココナッツに比べて生産量の変動が少ない——などの諸要素を根拠にしているからであろう。

一方、わが国の油脂業界筋は、インドネシア政府がオイルパームの増産を推進している主な理由として、前2者によるところが大きいと見ている。

マレーシア 中国でパーム油加工工場建設か

近着の資料によると、マレーシア食用油製造業者協会（MEOMA）は、同国のパーム油精製業者と加工業者とのコンソーシアムによる中国でのパーム油加工合弁事業について検討中。

これは、さきに関かれたShanghai Light Industrial Product Import and Export Corporation（SLIPIEC）の貿易部門代表団との会談の席上、マレーシア産パーム油、天然ゴムの対中輸出拡大の可能性が話し合われ、この会談の後、中国向けパーム油輸出を拡大するために中国国内に合弁企業を設立すべきだとしたリム・ケンヤイク第1次産業相のコメントに対するもの。

同協会会長によれば、コンソーシアムが結成されれば中国に複数のパーム油加工工場を建設するという。進出先、合弁相手など詳細は不明。マレーシア産パーム油の対中輸出量は1984年の1万4,745トンから1986年には12万トンへと約8倍にも増加しており、今後も大幅に増大するものと見ている。

オイルワールド誌（1987年6月19日号）によると、中国の油脂消費量は1980/81年度の440万トンから1985/86年度の680万トンへと50%も増加、これにつれてパーム油の輸入量も1984/85年度の3万2,000トンから1985/86年度の12万2,000トンへと著しい伸びを示している。

インタビュー

フィリピンからの研修員にきく

カネコ種苗(株)とフィリピン企業との合併会社であるPilipinas Kaneko Seeds (PKS) 社から、国際協力事業団の招きで3月に来日、このほど2ヶ月間にわたる研修を終えたVinluan氏(25才)に受け入れ先の(株)海外農業開発協会で研修についての感想、今後の抱負等をきいた。

— 無事全日程を終えられ、ほんとうにおめでとうございます。Vinluanさんは野菜(果菜類)種子生産という課題で研修を受けられたわけですが、今回の研修はどういうことを主な目的としていたのですか。

Vinluan 私は現在、PKSでナスとインゲンの育種を担当しております。すでに数世代の選抜を終え、収量性、品質という点ではよい結果が出つつあるのですが、まだ、耐病性が弱く、改良を加えなければなりません。今回の研修では、この問題を解決する手法を学ぶことが第1の目的でした。さらに、これは育種技術以前の問題なのですが、日本と比較すると全般に低位にある私どもの種子生産技術水準を、いかにして向上させるかということも大きな課題でした。

— お話を伺っていると、非常に具体的な目的を持って研修に臨まれたようですが、その成果はいかがでしたでしょうか。

Vinluan 今回の研修は、2ヶ月という短い期間でしたが、座学、見学、演習がうまくプログラムに組み込まれていたため、内容を具体的に理解することができました。来日の目的であった品種改良の方法、特に耐病性を強くするにはどのような手法を用いればよいかについて研修することができました。PKSと日本の種子生産技術水準の違いに関しては、



作業項目の相違ではなく、1つ1つの作業の精度、正確さの差が積み重なって大きな開きとなっているということがわかりました。今回私が研修した農場で

はいずれも、播種から種子の袋詰めに至るまで、どの作業を取っても、適期に、かつ確実に行なっており、この作業の積み重ねが、レベルの高い日本の種子生産技術になっているという印象を受けました。

また、水耕栽培、ビニールハウス栽培、トンネル栽培など、果菜類の栽培に広く用いられている栽培様式や人工気象室、組織培養等も見学する機会を作っていただきました。日本とフィリピンでは、技術レベル、環境条件、経済条件も異なりますので、これらの技術をPKSへそのまま導入するわけにはまいりませんが、見聞することができただけでも、大変参考になりました。

— では、最後に、フィリピンに帰国されてからの抱負をお聞かせ下さい。

Vinluan 今回の研修では、各段階の作業精度を高めるという基本的なことがいかに大切であるかを痛感させられました。帰国後はこの経験を生かし、PKSの育種、採種技術の向上に努力してゆきたいと思えます。

— Vinluanさんは、引き続きカネコ本社の農場で約6週間の研修を受けられるということですが、今回の研修で学ばれたことが、今後現地でのプロジェクトに活用されるよう期待します。本日は、ご多忙中どうもありがとうございました。

古い台湾農学士の思い出話(4)

～外領開発に寄与したジャワ労働者～

千 浦 太 郎

亡父が蘭領ジャワでの農園開発事業に乗り出したのは、豊富な天然資源に着目したためだが、同地の利点としてはまた、この種の事業に不可欠な、比較的能率の高い労働力が容易に調達でき、かつ賃金が低廉であったということをおけるべきであろう。前号で引用した「南洋の護謨栽培事業」（大正15年、南洋協会発行）によれば、ジャワは、「人口稠密にして常に労力の缺乏を感じないところ」であった。当時のジャワの人口密度が1平方マイル当たり約700人（1平方キロ当たり約270人）であったのに対し、スマトラは25人、ボルネオは5人とされており、この数字だけをみても、ジャワの人口密度がいかに高かったかが想像できよう。

したがって、ジャワからは多数の契約労働者が募集され、スマトラ、ボルネオなどの蘭印外領のみならず、蘭領ギアナ、英領マラヤ、仏領インドシナなどへも送りこまれていた。契約労働者の管理については、蘭印総督府によって、1880年にはすでに労働法が發布されており、また1904年には農園経営者と労働者の間に締結された契約の実行を監視する目的で、労働管理官制度が設けられている。その労働規定の要点は以下のようなものであった。

(1)契約期間は3カ年（期間終了後は再契約を許されたが、後に、その場合の契約期間も13カ月を超えない範囲とされている。）

(2)労働者は専用の合宿舎に収容し、再契約5カ年以上の者で本人の希望があれば、独立家屋を提供する。

(3)労働者が病気の際は、有資格の医師（日本人医師は公認されていなかった）による治療を受けさせ、入院中はその食費も負担する。

(4)賃金、就役時間（昼間10時間、夜間8時間）、休日、作業内容等を定める。

(5)労働者が逃亡したり労働を拒む場合は、禁固刑に処せられるが、体罰は厳禁。

(6)契約期間終了の際、労働者の申し出があれば本人および家族を本国に送還する。

(7)契約違反の場合には、雇主は罰金を、また労働者は罰金もしくは1カ月以下の禁固刑を課せられる。

これらの労働法規は、その後オランダ本国で、植民地における契約労働を廃止すべしとの運動が起こったため、雇主にとってはより厳しいものに修正されている。しかし、刑罰条項に関しては、蘭印外領の繁栄と発展はその存続によってのみ維持し得るという意見により、廃止されていない。また、国際連盟も、南洋諸国（豪州を除く）における契約労働の制度を認可していた。契約労働者が最も多用されたのはスマトラで、そこでは労働者の調達を効率よく行なうために、栽培業界団体が提携して移民協会を組織している。

他方、ジャワの労働者は自由労働者で、大部分が付近の村落の住民であるため、スマトラにおけるような労働者用の宿舎、医療などにかかる費用は不要であった。しかし、ジャワ在住労働者は、農繁期やその他必要な時には自分の農地での作業を優先するうえ、契約労働者に比べると概して能率が劣り、賃金の点では必ずしも低廉であるとはいえなかったようだ。

農園では通常、労働者のために、米、魚、砂糖、煙草、石油等の日用必需品を販売する売店を設けていたが、その価格も政府の指定するところに従わねばならなかったという。

中には、娯楽用の遊技場を建設し、ジャワ楽器などを置いている農園もあった。

わがハリムン農園には、フットボール場があった。これは、前稿で紹介したオランダ人支配人のクローナ氏が、1920年（大正9年）頃に農園内でフットボールを始めたのがきっかけで、当初、他の農園の支配人たちからは狂気の沙汰と言われたらしいが、1925～1930年には20以上の農園がそれぞれにチームを作り、対抗試合をするまでになった。同じく前出の井手諦一郎の農園印象記によれば、クローナ氏は西部ジャワ地域の農園フットボール・リーグの世話人を務める一方、ハリムン農園チームのプレイング・マネージャーとしても活躍した。あのクローナ氏が24貫（90kg）の巨軀をもって若者に伍し、ボールを蹴り上げる姿は、颯爽たるものであったという。このフットボールにより、園内の若者は夜更かしや夜遊びをしなくなっただけでなく、常に快活な気分で働き、人間関係も協調的に保たれるようになったということだが、これは正にスポーツの賜物だと、クローナ氏は井手氏に語っている。

次に、本筋からは少し離れるようだが、その当時のジャワでは、印欧人と称される欧州人と現地人の混血住民の存在が、1つの社会問題となっていた。オランダは3世紀にわた

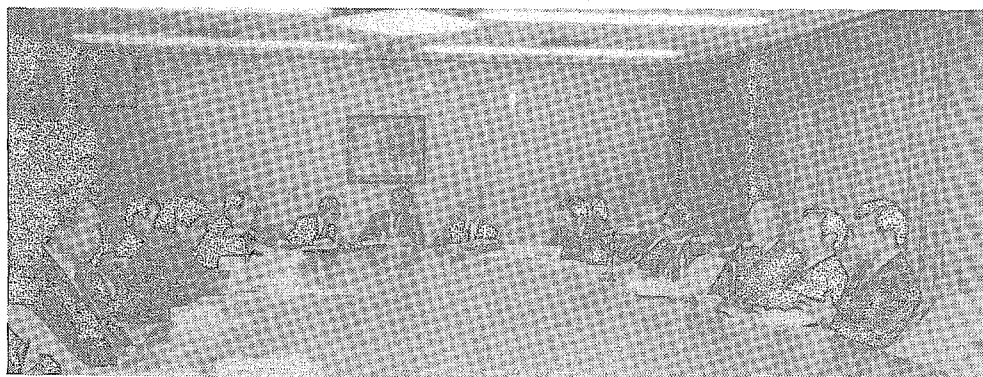
る統治の間、一度も同化政策を標榜しなかったが、現実には印欧人は年々増加していった。植民地時代の末期におけるジャワ（マドゥラを含む）の人口4,900万人の内訳は、欧州人16万、東洋人（中国人、インド人など）87万、現地人4,800万であったが、上記16万の欧州人のうち純粋なオランダ人は1万余にすぎず、残りはオランダ等の国籍を有する印欧人である。これに現地籍の者を加えれば、印欧人の数は優に20万を越えるものであったという。それらの人々は、一般の現地人よりは上位に遇されていたが、欧州人としての完全待遇は与えられず、男女ともに、教育、結婚、就職などの面で社会的な差別をうけていた。初期には多くが下級官吏として幅を利かせていたが、オランダのいわゆる「倫理政策」による現地人の教育水準の向上に伴い、印欧人はその地位が脅かされ、次第に農工方面に転ずることを余儀なくされた。また、独立をうったえた最初の政党である東インド党（1912年結成）は、印欧人の組織を基盤としたものであったが、その革命的民族主義ゆえに政府から弾圧され、結成後1年もたたないうちに、事実上解散に追い込まれた。印欧混血住民にかかるこのような問題は、蘭印が特に農業植民地として繁栄したことから、副次的に生じたものといえるかもしれない。



ハリムン・エステート内の製茶工場（大正8年頃）

パネル・ディスカッション

開発途上国における民間農業協力の課題



司 会 荒木 光彌氏 「国際開発ジャーナル」編集長

パネラー 西野 豊秀氏 農林水産省食品流通局企業振興課技術専門官

松下 一弘氏 アジア生産性機構農業部長

本田 實氏 東京丸一商事(株)社長室顧問

「黒字大国」のわが国に対し、海外開発援助増大への要請が一段と高まりつつあるが、国家財政が膨大な赤字を抱えている現在、ODAに加え民間による協力が一層必要となっており、また、開発途上国側でもわが国からの積極的な直接投資が望まれている。しかし、開発途上国の多くが最優先して取り組んでいる農業分野では、他分野に比べ、民間の直接投資を困難とする要因が多々あることから、投資の促進を図る政府支援の強化や、官民の協調が不可欠といえよう。そこで、民間農業協力の現状を分析し、今後の課題について検討するため、関係各氏にお集まり願ひ、実際の活動を通じて経験された様々な問題をお話しいただいた。

■ 開発協力に活用すべき民間資金

司会 パネラーの皆様からそれぞれご報告していただく前に、私の方から農業を中心とした開発協力の最近の課題について、少し述べさせていただきますと思います。

すでにご存じのように、最近、アジア地域においては、食糧の自給をほぼ達成したと報道されておりますが、世界の3分の2以上の人口が集中するアジアで食糧自給ができたということは、非常に大きな意義をもつものです。これは、各国の自助努力はもとより、国際機関等の協力、さらにはわが国の協力もいろいろな形で貢献していると自負してよいのではないかと考えます。ところで、このように食糧の自給が達成されたということになりますと、アジア地域に対しては、次はいったいどのようなことが協力の課題になるのでしょうか。この問題につきましては、後ほどアジア生産性機構（APO）の松下さんからお話しさせていただきますと思います。

また、政府資金協力の柱である海外経済協力基金（OECF）による円借款では、これまで外貨コストへの融資が中心だったわけですが、開発途上諸国の財政が逼迫している折から、ローカル・コスト分も援助していかなければならないという状況にあります。特に農業分野においては、ローカル・コストの負担が非常に大きいので、ローカル・コストをも負担していくというわが国の政府開発援助の拡大政策が定着していくならば、政府ベースの農業協力には新たな展開がみられるでしょう。

わが国の援助はプロジェクト・サイクルが非常に短いということがよく指摘されますが、これを現在の5～6年から、世界銀行並みの8～9年にしてもいいのではないかという意見もございます。プロジェクト・サイクルの拡大については、政府でも検討しているとのことですが、これも、開発途上国の農業開発

に貢献するものと考えられます。

国際協力事業団（JICA）によって実施されております、政府の技術協力と無償資金協力については、個々ばらばらによる対応ではなく、これらをパッケージにした開発協力戦略を練るべきではないかという声も聞かれます。

現在、政府開発援助（ODA）のあり方が新聞などでもさかんに取り上げられており、これに関連して、政府と民間との役割はどうあるべきか、また、民活とはどういう意味なのかということが、改めて論議されております。特に、輸出等により蓄積した民間の余剰資金を開発途上諸国の国造りにどのように役立てたらよいかということが、今日わが国にとって大きな課題となっていますが、その意味で本日のパネル・ディスカッションは、大変興味深いものになるだろうと期待しております。

それでは、松下さんから、アジア地域を中心とする開発途上諸国の農業開発の動向およびわが国の開発協力の課題について、お話しいただきます。

■ 依然として貧しいアジアの農村

松下 本題に入ります前に、アジア生産性機構（APO）について、若干ご紹介させていただきますと思います。APOは、1961年にアジア各国の協定に基づいて創設された地域国際機関で、アジア太平洋地域において生産性向上をはかりながら経済発展を進めていくことを目的として、人材育成事業を行っております。事務局は東京にあり、職員数は40名足らずという小さな組織ですが、各国にある生産性本部——日本では日本生産性本部（JPC）——と密接な連携を保つとともに、各国政府の協力を得ながら事業を実施しておりますので、組織が小さい割には数多くの仕事をしております。農業関係でも、年間10数

件のセミナー、研修、調査等を行なっています。それらには、政府の関係者が参加するものが多いのですが、民間の方々に参加していただくこともございます。

そうした機会を通じて、アジア各国の農業の状況についてもお聞きしておりますが、現在アジア各国が抱えている最大の農業問題を一言で申しますと、先ほど荒木さんがおっしゃったように、食糧の自給は達成したけれども、農村・農家は依然として貧しいということです。もう1つは、伝統的な農産物の輸出が非常に困難な状態にあり、これをどう克服していくかということです。アジアの農業問題は、今のこの2つに集約されるのではないかと考えます。

食糧自給は、長い間各国において農政の最大の目標、いわば悲願ともいうべきものであったわけですが、かつて恒常的な食糧不足に悩んでいた各国が、ここ何年かの間にそれぞれ自給を達成したということは、正に偉業であったといえましょう。その代表的な例であるインドをみますと、この30年間の小麦生産の伸びは、年率6%を超えるというほどの大きなものでした。これは、年率約2%という人口増加率を考え合わせましても、著しい増産でした。また、インドネシアもあれだけ大きい面積をもつ農業国でありながら、長い間食糧を輸入し続けており、日本からも様々な形で食糧の援助をしてきたわけですが、同国も1970年代に入りますと米の生産が伸びてまいりました。この間の米の増産率は年率3.8%で、人口増加率1.3%を差し引きましても、相当な食糧増産が図られたことになります。

しかし、このように絶対的な食糧不足が解消されてきた反面、農村は依然として貧しい、むしろ都市との格差が広がっている、また、農家の間でも貧富の差が広がっているということが明らかになってきており、これが今大きな問題となっております。「緑の革命」という言葉に代表されるように、灌漑を施設し、

高収量品種を導入し、さらに肥料・農薬を増投することにより、いわば“金のかかる”農業を押し進めてきたわけです。その結果、新技術を先行的に取り入れることのできた富裕な農家や地主層は大いに受益したわけですが、その過程で、彼らが従来小作に出していた土地を取り上げて自ら耕作するようになったこともあって、新技術を入れるだけの資本を持たない小作農や小農には、「緑の革命」は必ずしも恩恵をもたらしませんでした。このため、「緑の革命」のような技術移転でいいのかという、反省の声を聞くようになってまいりました。

次に、農産物の輸出が困難な状況にあるという問題については、砂糖、ココナッツ、ジュートなど、伝統的な熱帯産品の国際市況がいずれも低迷していることがその主因ですが、品目によっては、米などのように先進国が大きな在庫を抱えていることから、その煽りで価格が下がっているものもあります。このような状況の中で、アジアの各国は今後いったいどのようにしていいたらよいかと悩んでいます。

アジアにおける農政をめぐる問題の中で、今日各国が特に重要な課題として捉えているのは、次の4点に絞られると思います。

第1点は、クロップ・ダイバーシフィケーション（作物の多角化、多様化）、特に、米や小麦などから他の作物へ転換していかうとするものです。例えば、タイでは、従来ほぼ米一本でやってきたものを、現在永年性作物も含めいろいろな作物に取り組み始めています。また、小麦を中心として増産努力を続けてきた南アジアの各国でも、豆類など伝統的な農作物をもう一度見直そうという動きが出てきています。さらには、農家経営自体も単作経営から複合経営、多角経営へ持っていこうと模索しており、すでにそれに取り組んでいるところもあります。

第2点は、先ほど述べた「緑の革命」の反

省から出ていることでもあります、“金のかからない”農業を小規模農家に普及していかななくてはならないということです。近代的技術のみを導入した農業では、収量の上昇が必ずしも農家所得の向上につながらず、伝統的な農法を生かしつつ新しい技術を取り入れた農業の方が歩留まりがよいという実態調査も踏まえ、伝統的技術を見直し、比較的“金のかからない”農業のやり方を普及しようという方向にあります。

第3点は、農村での雇用促進の問題です。アジアでは各国とも、農村部に多くの人口を抱えているわけですが、その人々の所得を上げるために、どのようにしたら雇用機会が増やせるかということです。一義的には、農業自体で雇用を拡大する必要ですが、それ以外にも農業を取り巻く様々な投資、例えば灌漑事業などによって、労働力を吸収していく。さらに、雇用との関連で申し上げれば、農村工業の振興が大きな課題となっています。各国ともなるべく農産物の付加価値を高めて輸出することを望んでおり、これに関し非常に熱心に研究を進めているようです。

第4点は、今まで申し上げたことと若干矛盾するかもしれませんが、そのような状況にあっても、より生産性の高い農業を育成していきたいということで、その面での取り組みがあります。特に輸出産品については、各国とも互いに競合状態にあるので、相当に競争力をつけないと輸出できないということから、コスト意識が出てきています。

■ 企業に期待される人造りへの協力

以上のような環境の中で、わが国の農業協力の現状につきましては、先ほど司会の荒木さんが指摘されたとおりで、非常に厳しい財政事情にありながら、予算のシーリング枠の特例を設けたり、中期目標を閣議決定して、その達成のために努力してきたということも



松下一弘氏

昭和34年東京教育大学農学部卒業後、農林省(当時)入省。東京農地事務局、農地局、農林経済局を経て、昭和45年より48年まで在比大使館で一等書記官として勤務。大臣官房参事官、国際企画課長、国際協力課長を歴任、昭和61年より現職。

あって、ODA予算はかなり順調に伸びてまいりました。このため、近年の援助実績はアメリカに近い水準にまでなっています。しかし、その内容をみますと、やはり資金協力の比率が高く、技術協力の比率は10%台で、他の先進諸国が20%程度であるのに比較すると相当に低い。農業協力をみましても、有償資金協力、すなわち借款が大きな割合を占めており、次いで無償資金協力の中で、肥料、農薬、農機具などをそれぞれの計画に基づいて供与していく食糧増産援助が多くなっています。技術協力では、専門家の派遣、研修員の受入れ、資機材の供与、あるいはこれらをまとめたプロジェクト協力が行なわれてきておりますが、技術協力は資金協力に比べるとずっと手間がかかるので、急に拡大するのは難しい面があるでしょう。

先ほども述べましたように、アジア諸国の食糧自給達成には、わが国の協力が直接、間接に寄与しているということがいえると思います。中には、資金協力と技術協力の連携により、協力効果が非常に高まっている例もあります。しかし、他方、いろいろと反省すべき点も多いように見受けられます。インドネシアのランボン農業開発事業に代表されますように、国の施策に基づき農業協力の柱とし

て、大変な苦勞と負担の下に事業を進めてきたものもございます。その結果をどう評価するかにつきましては、議論の分かれるところでしょうけれども、やはり資金供与だけでも、あるいは技術協力だけであっても、難しい問題が多々あるということを学んだわけです。

そういう反省を踏まえて、今後どのような協力をしていくべきかということですが、私はやはり人造りが最も重要であろうと思います。そういう意味で、民間の協力に対しては大きな期待を持っております。民間の中でも、オイスカ・インターナショナルに代表されますように、いわば草の根の協力ということで、現地の農民と一緒に汗を流して働き、相当な成果を挙げている団体もございます。そうした協力はだれでもができるというわけではありませんが、開発途上国の人々と接触する機会が非常に多い民間の方々に、人々との接触を通じて協力していただくよう大いに期待したいと思います。民間企業の活動はビジネスですので、生産に直結した技術移転が中心にならざるを得ないでしょうけれども、それ以前に、ものの考え方、つめ方、企画・立案の方法、あるいは管理の仕方といったものについて、すなわち投資の受け皿となるような人造りに対して、力を貸すことが大切なのではないかと考えます。これは、言うは易く、実際には考え方や習慣の違いもあってなかなか難しいことですが、日本的な発想を理解してもらい、信頼関係を築いていく。それができたところに、資金協力なり技術協力が乗れば、効果も上がるし、成功の度合も高まるのではないかと思います。

先ほど述べましたように、現在農業が変容する中で、各国の援助に対するニーズも多様化してきているわけですが、それらに日本の協力がうまく合致した段階で、新しい道が開けるのではないかと期待しております。しかし、農業協力の場合には、タイの骨なしチキンの例をあげるまでもなく、日本の農業への

影響という難しい側面がございます。急激に輸出攻勢がかけられれば、日本の生産者も困るでしょうけれども、時間をかけて競争し、徐々に席を譲るということであれば、摩擦も比較的小さいのではないのでしょうか。したがって、日本の農業との調整も図りつつ、アジア農業における新たな分野へぜひ皆様の力を貸してあげていただきたいと思います。

司会 ただ今、松下さんから、最近のアジア農業における2つの大きな問題をご指摘いただきましたが、第1の農村と都市との格差の広がり、および農村における格差の広がりについては、確かにアジアの各国で社会不安の一因となっておりますし、また、農村市場の形成という点においても非常に不利な条件を作り出しているといえましょう。第2の熱帯産品の国際市況の低迷については、各国の国際収支の悪化のみならず、個々の農民の所得にまで影響を及ぼしているわけですね。

松下さんのご指摘は、正に現在フィリピンなどで問題になっているように、土地改革を含む農村開発を今後どのように進めるのかという重要な政策課題を提起しております。実は、先日、海外農林業協力議員懇談会で、渡辺美智雄さんが、日本ではこれまで都市における給与所得者から徴収した税金を農村に投げ込んできた、あるいは工業発展により得た収益で農業を育ててきたのだから、その経験はフィリピンなど農業主体の開発途上国の役には立たないということを強調しておられました。また、小農中心の開発だけでよいのか、プランテーションなどの商業的農業生産についても検討する必要があるのではないかなどというように、ご意見は多岐にわたっていました。

■ 小農と企業的農業の共通項は雇用

松下 私 は1970年から1973年まで在フィリ

ピン大使館に一等書記官として勤務していましたが、この間マルコス大統領によって戒厳令が布告され、それに続く最大の施策として農地改革が実施されることになりました。農地改革に関しては、1農家当りの保有面積の上限が設定されるなど、その後いろいろの取り組みがなされましたが、実際には当初計画されたようには進まず、それが今日の問題にまでつながっているわけです。確かに土地問題というのはフィリピンに限らず極めて難しい問題ですが、フィリピンの場合は特に、農民の大部分を占める零細・小作農の所得を少しでも上げるための方策として、ぜひとも農地改革を実施しなくてはならないということと、より生産性の高い農業を育成し、国際競争力のある輸出用農産物を生産していかなくてはならないということの、2つを同時に進めなければならないという状況に置かれています。後者については当然、大資本による効率のよい経営の下に、安価な労働力を利用してできる大規模なプランテーションの方が有利です。マルコス大統領はむしろそちらに力を入れすぎてきたために、多数の貧しい人々がそのままになってしまったのでしょうかけれども、小農とより生産性の高い農業とを結びつける共通項はやはり雇用だといえましょう。雇用機会の拡大、すなわち所得の向上ということに着目しながら、上述の2つの問題を同時に解決する方法を見出していかなくてはならないと思います。

■ 海外進出に積極的な食品企業

司会 次に、西野さんから、わが国の経済構造が変容する中で農業開発協力の抱える課題についてお話しいただきたいと思います。これは、最近、国内の農業政策や円高の影響などで、海外に安価な原料を求めて生産基地を移す企業が増えているということですが、それとの関係で、民間企業による直接投資を



西野豊秀氏

昭和44年農林省入省。食糧庁検査課、輸入課等を経て、昭和53年より食品油脂課勤務。この間、油脂原料の需給や加工に関する行政を通じ、海外農業開発事情の調査や関係企業の振興にあたる。昭和59年より現職。

通じた資金協力や技術協力が拡大する、という非常に興味深いテーマを含んでおります。

西野 私が現在担当いたしております仕事は、地域食品振興対策事業とよばれ、地方の食品産業の振興を図るものです。先般も1週間ほどかけて中国・四国地方の食品企業を見てきたのですが、地方でも最近やはり、円高や国際商品相場の下落によって、競合する製品の輸入が増大しているため苦境に追い込まれています。そこで、これからは、増大する製品輸入をただ手をこまぬいて見ているだけでなく、積極的に海外に打って出ようという考えを持っている企業がかなり増えていることに驚いて帰ってまいりました。

さて、国際協力事業については、私自身は前職の食品油脂課に7年勤務した間に、油糧種子および油脂の貿易や原料確保ということを通じて関わってきた程度でございますので、非常に限られた経験に基づいてのお話になるかと思います。

私が食品油脂課に移りましたのは1978年ですので、第一次石油ショックや（アメリカの）穀物輸出規則からほぼ4～5年たった頃です。大豆の輸入は、その当時は安倍・パッツ協定で300万トンに日本に供給保証するとなって

おりました。現在は日米農産物定期協議でもむしろ一層の輸入拡大を求められており、状況はかなり変わってきております。また、油脂原料の中で大豆と並んで重要なナタネも、手当てに苦労した後、1977年の日加食糧会議において、当時の農林省の大河原官房長の提唱により日加ナタネ定期協議が創設され、当初は年1回であった需給情報の交換が、現在は毎年2回も行なわれるようになっています。したがって、これらのメジャーな油糧種子については、今のところ安定的な供給が確保されているといえましょう。

しかし、油糧種子の供給で一番問題となるのは、ゴマ、ヒマシ、コブラなどのマイナー・クロップの安定確保です。これらの産品は中小企業が扱っていることが多く、輸入に際しては商社から情報を得られるものの、これらの企業は概して資本金が弱いので、自ら海外に進出して原料を買い付けたり生産したりということは難しい。このように原料確保に苦労している中小企業の中に、国際協力事業団（JICA）の民間支援業務、通称3号業務の低利融資を利用して試験的栽培事業をやりたいというところがあり、JICAに調査などをやっていただきました。開発途上国での仕事ということで、生産事業としてはなかなかうまくいきませんでした。こうした活動を通じて生産地へいろいろと働きかけたことも手伝って、マイナーな油糧種子もかなり安定的に輸入されるようになってまいりました。

例えば、フィリピンのヒマシなどは、ミンダナオ島のゲリラ活動が最も激しい地域で生産されているものですから、結局投資には結びつかなかったのですが、フィリピン側では、日本のヒマシに対する関心がそれほど高いのであればということで、その後徐々に生産を拡大し、今では日本にとって大手のヒマシ供給国となっています。また、パラグアイで油桐の栽培・加工事業を行ってきたイタプア

製油の場合も、1978年当時、桐油の価格が下落したために桐樹を切り倒してしまい、その跡に何を植えたらいいかという相談を受けました。桐樹の伐採は少し早すぎたのではないかと考えておりましたら、その後ICの生産が世界的に急増したことで、ICの積層板に使用される桐油の需要が増え、国際価格が暴騰したわけです。やはり海外、特に開発途上国において事業を展開する企業に対しては、日本からの情報提供が極めて重要で、この油桐の事業についても、情報を多少長期間にわたって分析・提供していく必要であったのではないかと、つくづく反省いたしました。

■ 経済開発に貢献する民間直接投資

これまで、ASEAN諸国から私どもに最も熱心に要請された案件としては、米油の製造に関する技術協力です。私が食品油脂課におりました間にも、インド、タイ、ビルマ、フィリピン、インドネシアなど各国から要請があり、特に日本から技術者を派遣してほしい、あるいはそれぞれの国から技術者を受け入れて指導をしてほしいという依頼が頻繁に寄せられました。日本の植物油脂産業では、基本的な技術は概して欧米諸国から導入したのですが、米油については、国産唯一の油脂資源ということで、抽出技術は海外から取り入れたものの、利用・加工技術は独自に開発しており、世界的にも非常に高い水準を誇っています。しかも、国産原料ですから製品は多少割高になるのですが、それをカバーするために、米油企業は原油を精製する時に副生する脂肪酸等から、粉石鹼を製造したり、肝臓病に効果のあるイノシトール、あるいはオリザノールといった医薬品原料を製造するなど、非常に多角的に利用する技術をもっています。アジアの各国は、日本のこうした技術をよく知っており、何とかそれを移転してほしいという要請があったわけです。日本の油

脂業界は、農林水産省が所管する業種の中で最も国際化されておりますが、米油業界はさらに開放型の業種で、現地で生産された原油を日本に輸入したいという意向もあり、中国や東南アジアからの米油抽出技術協力要請に対し、積極的に協力していくことになりました。

私どもが当時一番力を入れましたのは、先ほども申し上げましたように、油脂原料の確保でございます。しかし、原料の確保、特に生産事業に直接投資をするということになりますと、ランボン農業開発の経験もあって、農林水産省に相談すると首根っこを押さえられて最後まで引きずり込まれるのではないかと、何とかその辺を考慮してもらえないだろうか、という非公式な依頼が、私のように窓口となっている者にはいく度かもたらされました。そのような相談を受けた時には、なるべく企業の動きやすい形で事業化ができるよう対応してまいりました。

日本の食品産業は周知のように国内市場を中心に生産しており、輸出は一部の東洋人や在外邦人向けに供給過剰の時などに限られております。また、この産業は景気変動に比較的強い業種で、概して順調に伸びてきている反面、従業員の平均年齢が高く、産業全体が高齢化しているという状況にあります。さらに、国内制度の問題もあって、国際水準より多少割高な原料を使用せざるを得ないという環境に置かれており、他産業に比べ全般に付加価値が低いといえましょう。したがって、現在のように円高に加え、国際商品相場の下落により輸入製品の価格が下がってきている状況の下では、例えば、韓国等から輸入される安価な麺やビスケットなどは、関係企業にとってかなりの脅威となっています。しかし最近では、安価な製品の輸入の急増を恐れるだけではなく、積極的に海外へ生産基地を移していこうという動きが出てきています。従来日本企業による海外直接投資は、その国の市

場をねらったものが多かったのですが、最近はそのに加えて、できた製品を日本に持ってきたい、あるいはそこを拠点にして第三国に輸出したいという企業も増えています。こうした事情を反映してでしょうか、先般報告された海外投資に関する調査でも、プーメラン効果への恐れを抱いていると答えた企業は1社もございませんでした。将来、1人当たりのカロリー摂取の逓減や人口の高齢化ということもあって、国内での食料需要は伸び悩むことが予測されており、食品企業は今から積極的に海外に打って出たいと考えているようです。このため、今後は食品産業の分野でも、直接投資は無視できないものとなっていくと思われるます。

ところで、直接投資はODAとは異なり基本的には利潤の追求を目的としているわけですが、相手国に資本や技術を提供するだけでなく、そこで生産される原材料を使ったり、雇用機会を創出することで、その国の経済開発にかなり寄与することが期待されます。私どもの企業振興課でも、食品産業による開発途上国への技術移転や投資を促進するために、昭和62年度から新規の予算を計上しておりますので、これに該当する事業がございましたら、ぜひご相談いただきたいと思います。

■ 求められる中小型直接投資への支援

司会 ただいま西野さんから、国内事情を踏まえて海外投資の問題をご指摘いただき、大変興味深く拝聴いたしました。例えば現地への情報提供ということについては、西野さんがおっしゃるとおり、開発途上国で事業を進めるにあたっては極めて重要なことですが、そのための体制は官民ともに必ずしも十分に整備されているとはいえない状況にあります。また、原料の調達については、農産品はこのところ世界的に供給過剰状態にあるとはいえ、まだまだ安定的な確保が難しく、JICAの

3号業務、すなわち民間支援のための開発調査や投融資も、これまで農産原料の安定確保を目的とした試験的栽培事業によく利用されているようですね。特に、大規模なジョイント・ベンチャーがでにくくなっている状況の中で、地方の企業を含む中小企業が丹念に作り上げていくタイプの事業が比較的多くなっているようですが、開発途上国などではむしろ中小企業型の事業の方が成功する可能性が高いのではないかと思います。したがって、そうした海外直接投資に対して、政府がどのようにバックアップしていくかが今後の課題になるのでしょうか、すでに何か具体的な政策はとられているのでしょうか。

西野 制度的には、税制面で海外投資等損失準備金制度しかございませんが、これもかつての資源確保の投資促進という性格が色濃く残っており、むしろ年々縮小する傾向にあります……。技術協力の面では、私どもの企業振興課で新たに制度を設けたわけですが、これが、民間企業による開発途上国への直接投資にどの程度の効果を発揮するかについては、今後の展開に待たねばなりません。

■ 命がけだった途上国での資源確保

司会 それでは次に、東京丸一商事の本田さんに、民間の立場から開発途上国への農業協力の問題についてお話しいただきます。本田さんは昭和55年までは伊藤忠商事で食糧部門を中心に勤務されましたが、その間アジア、中南米、アフリカ等の開発途上国で油脂原料の買い付けや棉の委託栽培を経験されたほか、ランボン農業開発にも携わってこられました。また、東京丸一商事に移られてからは、中国でのブドウ栽培事業なども手掛けていらっしゃいますので、そうしたご経験に基づいてのご意見を伺いたいと思います。

本田 私は、ブドウ、特にデラウェアの産地として有名な山梨県塩山の出身で、生家もブドウやサクランボなどを栽培しておりましたが、中国に非常に興味をもったことから、昭和16年に山梨県の奨学生として、上海にあった東亜同文書院に入学いたしました。昭和19年に学徒出陣で陸軍に特別操縦見習士官として入隊しましたが、そのまま終戦を迎え、戦後は、すぐ上の兄が戦死していたということもあって、山梨に戻って生家の果樹園を経営しておりました。ところが、そのうちに弟が農学校を卒業して家業を継ぐことになりましたので、愛知大学と東京商科大学で学んだ後、伊藤忠商事に入社いたしました。

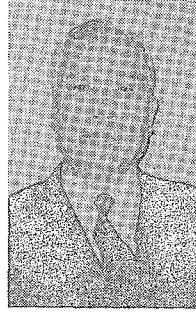
伊藤忠商事に入りましてからは、解体前の三井、三菱が手がけていた油脂関係の仕事に、それぞれが再合併しないうちにということで、着手したわけです。世界で最大の植物油脂資源は大豆ですが、私は大豆以外の油脂資源を担当することになり、当時はまだ小さな会社であった不二製油と組んで、パーム油、パーム核、コブラなど大手製油メーカーが扱わない原料の手当てや売り先の発掘などをいたしました。その後も各種の熱帯産油脂原料を扱ってまいり、その関係で、東南アジア、アフリカ、中南米などの開発途上諸国を多数訪ねております。

一番初めは、昭和29年から30年にかけてインドネシアに駐在し、パーム核、パーム油、ゴマ、ヒマシ、カボックなどの油脂原料を買い付けました。インドネシアは当時すでに日本との貿易バランスが入超だったものですから、売り一方の商社の駐在員は全てインドネシア政府から帰国を要請されたのですが、私どもは輸入するということで、すぐ駐在許可を出してもらいました。スマトラのメダン近辺で初めてオイルパームのプランテーションを見ましたが、その頃はまだオランダ人がいて、非常によく農園を管理していたのを覚えております。オランダ人は、熱帯地域での農

園経営に関しては、やはり300年以上にも及ぶ経験を通してノウハウを培ってきただけあって、さすがだと思いました。大体どこの農園でもオランダ人が1人いるだけで、あとは現地の人間を使って数100ヘクタール、数1,000ヘクタールもの面積をもつ農園をきちんと管理しているんですね。他方、戦前日本人の経営していた農園、例えば野村東印度殖産がアチュに持っていた農園などは荒れ放題で附近の治安も悪く、とてもそこまでは行くことができませんでした。

その後、通産省の補助金を受けて、ガーナ、スーダンなどのアフリカ諸国へも原料買い付けにまいりました。ガーナでは、他の商社やメーカーの方々とともに、シーナッツというカカオに似たチョコレート原料の生産状況について調査いたしました。ところが、それが自生しているような場所は黄熱病が蔓延しており、調査団のだれも行きたがらない。ドイツなどの同様の調査団は必ず医師が病気の有無を調べたうえで現場に入るのですが、私は特攻隊の生き残りなので死んでもともとみないつもりで、アクラから飛行機でアップー・ボルタに近いシーナッツの自生地へ単身乗り込んだわけです。日本を発つ前に黄熱病の予防注射をしたとはいっても、ガーナでは黄熱病に類する病気が何種類もあるわけですから、そんな注射はほとんど役に立ちません。シーナッツを見ることはできたものの、結局、10名ほどの調査団員の中で一番元気がよかった私が黄熱病にかかってしまい、何日間も40度以上の高熱が続きました。幸い、アクラでイギリス人の病院長がなけなしのよい薬を投与してくれたおかげで、2週間ほどで治りましたが、当時は熱帯地域での油脂原料の確保というのは正しく命がけでした。

メキシコでは、伊藤忠兵衛さんが昭和25年に日本政府の通商代表団の団長として行きました関係から、商社としては一番早く現地法人を作りましたが、私は昭和43年から47年ま



本田 實氏

昭和16年東亜同文書院入学、陸軍特別操縦見習士官を経て20年同院卒業。昭和25年伊藤忠商事入社、食糧部で油脂原料の貿易を担当。インドネシア駐在、伊藤忠メキシコ会社社長、本社海外事業部長代行を経て、昭和55年より現職。

で、その伊藤忠メキシコ会社の社長兼総支配人として勤務いたしました。当時の日本では綿花の供給が足りませんでしたので、綿花を買い付けようということになったのですが、メキシコの綿花の流通はアンダーソンなど米国系の企業にがっちり押さえられていて、われわれが入り込む隙間もない。そこで考えたのが農家へ前貸しして収穫物で返済してもらうという契約栽培で、綿花は日本に輸出し、綿実をアンダーソンなどに販売いたしました。しかし、その頃はまだJICAもありませんから、東京銀行から借り入れて農民へ前貸ししたのですが、きちんと契約を守る農民を見分けるのがとても難しいのです。クリスマス時期にプレゼントを持ってくるような農民は、概して借りた金で自動車を買ったりヨーロッパ旅行をしたりで……。また、洪水でせっかく実った綿花が流されたりしたこともあります。こうなると不良債権ですから、東銀もずいぶん心配しておりました。なけなしの外貨を高い金利で借りてそういう事業をやったことを思い出しますと、今のOECDやJICAの融資制度というのは、企業にとっては本当にありがたいですね。

メキシコから戻りましてからは、海外事業部に所属いたしました。ちょうどその頃は

伊藤忠でも海外での合併事業がさかんで、ランボンでの農業開発事業もすでに始まっておりました。私は伊藤忠の現地法人ダイヤ・イトーの取締役を兼務することになり、ランボンへも何度か足を運びましたが、最初に現場を見て感じましたのは、この土ではとても農業はできないのではないか、ということです。先ほどもお話ししたように、私は戦後2年ほど山梨の生家で農業をしておりましたが、その時に、もともと土壌の悪い場所ではどんなに肥料を施したり改良に努めたりしても、なかなか生産性が上がらないということを経験いたしました。私どものサクランボ園の下を国鉄の中央線が通ることになって、線路を敷設するために掘り上げた粘土質の土の所ではいくら肥料をやっても、いいサクランボができないのです。ですから、ランボンの土壌を見ました時にあまりいい予感がしませんでした。案の定悪戦苦闘の連続で、現地で直接農場の運営にあたった人たちは、ほんとうに苦労したのだと思います。それ以外にも、インフラの整備から現地人の雇用や資機材の調達まで、何かと問題になることが多く、開発途上国で農業開発事業を行うのは大変だと痛感いたしました。

■小規模・試験的から大規模・本格的へ

東京丸一商事は昭和28年、谷泰宏社長が設立、当時大手商社が取引をしていない地域ということで、戦後早くから中国、ソ連、東欧など社会主義圏と貿易を始め、中でも中国とは常に密接な関係を保ってきております。私は伊藤忠でも中国との仕事を若干しておりましたし、また言葉もできるということで、昭和55年の末に同社に移りましたが、ちょうどその頃は、中国が開放政策を打ち出したすぐ後でしたから、日本の企業はこぞって中国に出かけておりました。東京丸一商事は、先ほど述べましたようなわけで、中国とは戦後30

年以上もの取引実績をもち、合併事業もすでに15件を数えるまでになっています。これらの事業はいずれも規模は小さいものですが、数の上では日本の商社の中で一番多く、やはりこれまでに築いた中国側との信頼関係の賜物といえましょう。

昨年、中国の国務院（中央政府）から私どもに、黒龍江省における林業の試験研究に協力してくれないかという要請がございました。同省は中国で生産される木材全体の3分の1を供給しており、中央政府としては、全国的な林産資源の不足を少しでも緩和するために、同省で植林技術や廃材の有効利用法に関する総合的な研究を進めたいという意向をもっていたわけです。そこで、JICAの北京事務所に相談いたしまして、無償資金協力案件として取り上げていただくことになりました。その過程で、私どもは関係者の橋渡しをしたり、国務院の関係者や研究者を筑波の林業試験場や北海道の関係施設に案内するなどいろいろお手伝いし、中国側からはずいぶん感謝されました。

私どもの農業分野の直接投資事業としては、新疆省に設立いたしました合併、新疆鄯善葡萄開発有限公司が進めているブドウの栽培事業があげられます。新疆省は中国のブドウ生産全体の面積では3分の1、量では45%を占めており、また、ここで生産されるブドウは、昼夜の温度差が大きいので糖度が高く、適当な酸味もあって、品質の面でも優れています。中国側からブドウ栽培に対する協力要請がありました時には、私自身生家でブドウを栽培したことがあるとはいえ、ランボンでの農業開発事業や、同じく伊藤忠がマレーシアのサバ州でやりましたオイルパームの栽培事業の経験から、土を相手にする事業は難しいと思いました。しかし、先方の要望が非常に強く、またJICAの支援が得られそうだということもわかりましたので、やるからには世界一のブドウを作りたいということで、第一

段階として、JICAの融資を受けて20ヘクタールの試験栽培に着手することになりました。将来は「シルクロード・ワイン」として、世界の市場に羽ばたくことを願っています。

新疆省ではブドウ栽培とあわせて、ホップや香辛料の栽培事業にも進出しています。大豆やトウモロコシをという話もありましたが、アメリカなどですでに大量に生産されているものを作っても国際競争力が弱いので、これらの作物はいずれもその地域の特産品で、生産性・収益性が高く、事業として成り立つ可能性が大きいということで選ばれたものです。成功率の高い事業を選んで、最終的に相手側にも利益を還元するというのが、その国で長く事業をしていくコツでしょう。

私どもの新疆省の事業地は、北京からジェット機で3時間のウルムチからさらに300キロほど南東へ戻った鄯善という所ですが、ここに中国の品種のほか、ブルガリア、ハンガリー、そして北海道池田町の優良な品種を集めまして、品種の育成を行なっております。5年間の試験栽培でよい結果が出れば、将来は規模をさらに拡大して本格的なブドウ生産に取り組むつもりです。農業の場合は、自然環境などその地域固有の条件に左右される度合いが強く、最初からあまり大きい規模でやりますとリスクも大きいので、小さい規模から始めるということが特に重要ではないかと思えます。

合併事業を展開する際にさらに重要なことは人事の問題でしょう。私の経験で申し上げれば、合併事業の内容にもよりまじょうが、一般的には日本人がトップに立つというのは考えものでしょう。1つの例として、私どもが北京に日中合併の日本料理店を始めた時のことですが、社長ないし総支配人の役に中国側をあてたことによって、諸事が非常にスムーズに進みました。日本人に対する給与は、どんなに低く抑えても現地人の給与の何倍にもなってしまうということもございますが、何よりも現地の人にイニシアチブを取らせるこ

とで、相手側との間に円満な人的関係が築かれ、事業の成功につながるのではないかと思います。因みに、私どもは中国では9カ所に事務所を置いていますが、上海、青島などかなり重要な事務所もすでに現地人に任せております。

中国は今、様々な分野に対して日本からの援助の拡大を要請しておりますが、日本政府としては、数ある開発途上国の中で、中国にだけ援助を増やすわけにはまいりません。そのような状況の下で、JICAの融資をいただいて進めております私どものブドウ栽培事業は、中国側から大いに評価されております。開発途上国に対する民間直接投資は、政府開発援助を補うだけでなく、外資不足・対外債務に苦しむ開発途上国側からも歓迎されております。政府には、今後こうした民間支援制度を一層拡充していただくとともに、現在の制度をなるべく民間企業が利用しやすいように簡素化していただきたいと思えます。特に中国は、日本からの民間投資を強く望んでおりますので、ぜひ民間の中国進出を促進するような施策を考えていただくようお願いいたします。

■民間の声を入れた実際の支援が必要

司会 ご経験に基づいた貴重なお話で、関係者の方々には大変参考になるものと存じます。ただ今本田さんが指摘されましたように、農業の合併事業の場合は、双方が儲かるもので、かつ、小規模あるいは試験的規模から始める、ということが要件だと思いますが、これに対する政府のバックアップ体制は、必ずしも十分に整備されているとはいえないようです。本田さんからの話のあった直接投資に対するJICAやOECDの公的融資のほかに、民間の開発協力事業への各種支援業務、例えば、開発調査、試験研究、専門家の派遣、研修員の受入れなどの拡充が望まれま

す。また、こうした業務については、単発の支援だけではなく、G-Gベース（政府間）の開発協力との協調も図っていくべきでしょう。さらに、民間企業が開発途上国で協力効果の高い事業をする場合には、所得税を免除するというような優遇措置も必要でしょうね。

松下 先ほど本田さんからランポンでの事業についてお話がございましたが、あの事業に携わられた民間の方々はずんぶんど苦労されたことと思います。当初のねらいの開発輸入という点では失敗だったとしても、地域開発という点からみれば、当然それとは別の評価がなされなくてはならないわけでございます。地域開発というのは、それぞれの政府にとっても簡単なものではございませんので、これを民間の事業として遂行したという意味では、やはり企業の協力にそれなりの評価が与えられるべきだと思います。

西野 民間企業が海外に進出する場合、基本的には儲けることを前提に出るわけですから、その地域にある資源を利用し、最も効率的な方法で事業を展開しようとするはずです。ですから、今後はODAを増やすことと並行して、民間の開発協力事業に対する支援をもっと強化していくべきだと思います。私は仕事上民間企業の方々から政府への要望を伺う機会が多いのですが、もう少し親身になって制度を整えてほしいという声もかなり聞かれますので、民間の意見を取り入れつつ、より実効的な支援を展開すべきでしょうね。

■官民の協調で効果的な開発協力を

司会 官民の協調については、民間が開発途上国へ出ていく場合に政府が何をするかということと、政府が出ていく場合に民間が何をするかということの2つの方向があるわけですが、両方がうまくコンビネーションすれ

ば、総体として非常に効果的な開発協力が実施され得るのではないかと思います。しかし、現実には、ODAと民間事業は別々に行なわれており、農業開発でも工業開発でも経営や流通などの分野で、最終的に民間企業のノウハウを必要とするにもかかわらず、それを入れ込んだグランド・デザインというのは全く描かれていない。ランポン農業開発にしても、民間企業が先に進出したという経緯はあるものの、あの事業が撤退する時には、日本政府は具体的には何も関与していません。三井物産の関係者から伺ったところによると、道路などのインフラを整備する時にも、世銀に協力を要請していたら、日本政府がそれなら円借を付けましようといってきたのだそうですが、これなどもODAが民間協力の後追いで出ている。ODAが民間協力を補強するだけでなく、むしろ民間協力を誘発するような形で実施されるようでないといふでしょうね。それには、開発途上国に対する援助戦略をもう少しきめ細かく展開できるような研究が不可欠でしょうから、この点について、JICAや農水省にはぜひ前向きに検討していただくようお願いします。

最後に、司会者の立場で誠に僭越ではありますが、民間ベースの開発協力を拡大するための具体的な方策を3つ提案させていただきたいと思います。

第1は、OECFで実施しているツー・ステップ・ローンを小規模な合併事業に適用するというものです。ツー・ステップ・ローンは、相手国の開発金融機関を通じて、農民や中小企業など小規模な生産者へ融資するもので、農業部門でのこれまでの案件としては、タイの農業・農業協同組合銀行、およびフィリピンのアグロ・インダストリー振興への融資があげられます。円借は現在、円高の影響もあって開発途上国にとってはあまり有利でなくなっており、返済も困難になっていますが、日本企業と現地の中小企業がジョイント・

ベンチャーを作って事業をする場合に、ツーステップ式のローンを出していけば、高い援助効果とともにかなり確実な回収も期待できるでしょう。

第2は、OECDの一般案件やJICAの投融資事業の対象を、現行のように本邦法人に限定せず、日本企業の現地法人にまで拡大する、さらに可能であれば、政府あるいは公的機関が保証した合弁相手の現地企業にも適用できるようにするというものです。この点については、法律改正をしてでも早急に実現化を図るべきだと思います。

第3は、政府による研修と企業でのオン・ザ・ジョブ・トレーニングとの間に立つ民間ベースの技術研修を拡充するというものです。と申しますのは、開発途上国の技術者に対する研修のニーズが急速に拡大している中で、すでにJICAによる研修事業だけでは対応しきれなくなっており、他方、各企業でも開発途上国から技術者や管理者を受け入れて実習をさせるというのは、実際にはかなり行なわれているとはいえ、相当な負担になっていると聞いております。そこで、こうしたニーズに対応しうる技術専門学校のような民間の研修機関の設立を促進するために、例えば、開発途上国への技術移転に貢献度の高い教育・訓練を行なう学校法人には低利の長期融資を供与する、というような制度も必要となってくるでしょう。

JICAによる民間融資の制度は、今から12年前のJICAの設立時、資源開発輸入花やかなりし頃にできたわけで、その当時と比べると、現在はほとんど



荒木光彌氏

利用されずに資金を抱えたまま眠っているような状況です。しかし、農業関連、食品産業関連の分野では、OECDやJICAの民間融資に対する潜在的な需要は相当あるだろうと思いますので、地方などへも広範に宣伝するとともに、制度をもう少し使いやすくしていく必要があるでしょうね。中小企業を含め、JICA資金を借りたいという民間企業があっても、それがなかなか利用できないというのであれば、せっきくの制度も生きてまいりませんので、なんとか実施面での改革を進めていただきたいと思います。

パネラーの皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(注)本稿は、去る3月4日、経団連会館において、(社)海外農業開発協会と(社)農業開発研修センターが共催した同名のパネル・ディスカッションを収録したもの。

講演会開催のご案内

- ◎テーマ 「わが国開発援助における民活の現状と今後の課題」
- ◎講師 本村芳行氏（外務省開発協力課長）
- ◎日時 昭和62年6月24日（水）午後2時～4時
- ◎場所 アジア会館 2階L室
- ◎会費 会員無料、非会員1,000円
- ◎定員 20名
- ◎主催 社団法人 海外農業開発協会

海外農業開発 第131号 1987. 6. 15

発行人 社団法人 海外農業開発協会 橋本栄一 編集人 渡辺里子
〒107 東京都港区赤坂8-10-32 アジア会館
TEL(03)478-3508 FAX(03)401-6048

定価 200円 年間購読料 2,000円 送料別

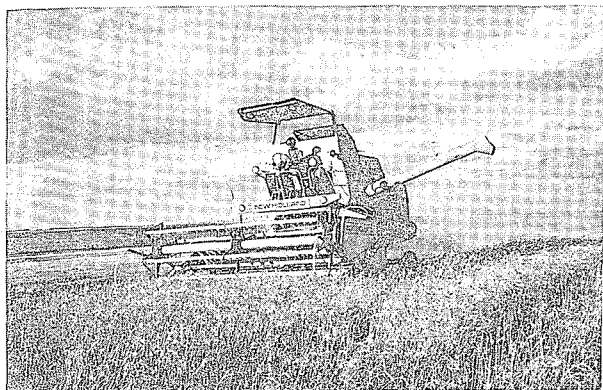
印刷所 日本印刷(株)(833)6971

アグロ・ナッセンテ

AGRO-NASCENTE

ブラジルで発行されている

日本語の農業雑誌!!



南米の農業が
次第に注目されてきました。

従来のコーヒー、カカオ、オレンジ、大豆などの他に、熱帯から温帯までの多くの作物が生産されるようになったからです。

南米の農業情報は、日本語唯一の専門誌「アグロ・ナッセンテ」誌で—

EDITORIA AGRO-NASCENTE S.A.
R. Miguel Isasa, 536 - 1º - S/ 13, 14, 15
CEP 05426 São Paulo Brasil

(日本でのお申込み先)

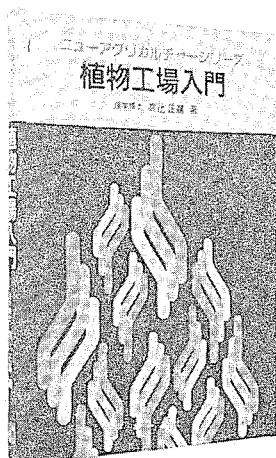
日本農業新聞サービス・センター
東京都台東区秋葉原2番3号

Tel.: 257-7134

脚光を浴びている植物工場の開発過程から将来展望までを解説する!

ニューアグリカルチャーシリーズ 植物工場入門

(株)日立製作所基礎研究所・理博 高辻正基 著 図A 5判/156頁/定価1900円/〒250



●ニューアグリカルチャーシリーズとは

植物バイオテクノロジーから、クローン増殖、環境の制御・計測、これらを総合した植物工場での栽培・生産システムなどを農業の現代化に役立つよう解説しました。図・写真を豊富に用い、実際の知識を吸収できるようにまとめたユニークなシリーズです。

●本書の特長

植物工場での作物の栽培・生産の国内外の開発・実用化の現状、将来に向けての可能性をまとめたもので、技術面からだけでなく、農業経済の面からも、植物工場のあるべき姿から、必要性・将来性、政策的課題についてわかりやすく血の通った解説がなされています。

●目次●プロローグ—植物工場私史／なぜ植物工場か／植物工場の計測と制御／植物工場の基礎—水耕栽培／植物工場のハードウェア技術／世界の植物工場／日本の植物工場／野菜の生産・流通・消費／植物工場とバイオテクノロジー／課題と展望—「農業の第4の選択」



オーム社

101 東京都千代田区神田錦町3の1
振替東京6-20018 ☎03-233-0641

海外農業開発 第 131 号

第3種郵便物認可 昭和62年6月15日

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEW